

# 神戸市優良工事に係る市長表彰実施要綱

令和7年3月5日 建設局長決定  
最終改正 令和8年3月25日

## (目的)

第1条 神戸市内で優良工事を施工した事業者及び技術者を表彰し、その功績をたたえるとともに、公共工事の品質確保及びその担い手の育成を奨励することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 工事を元請負人として契約した建設業者をいう。
- (2) 技術者 工事における現場代理人、主任技術者、監理技術者をいう。

## (優良工事)

第3条 優良工事とは次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 施工体制、施工状況、品質などが総合的に優れていると共に、優良工事に値する良好な取り組みが認められること
- (2) 困難な施工条件への対応、安全対策、創意工夫や地域への貢献など特に顕著な取り組みが認められ、良好な施工を行ったこと
- (3) 災害復旧工事や緊急工事において早期完了に向けて積極的に取り組み、良好な施工を行ったこと
- (4) 新技術・新工法の採用に積極的に取り組み、良好な施工を行ったこと

## (優良工事の区分等)

第4条 工事の区分は、土木工事、造園工事、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事とする。

2 工事の部門は、一般、小規模及び災害復旧とし、次の各号の定めるところによる。

- (1) 一般部門 最終請負金額が4千万円以上又は神戸市工事請負競争入札参加資格における等級格付がBランク（造園工事に限ってはAランク）以上の事業者が施工した工事。
- (2) 小規模部門 最終請負金額が4千万円未満かつ神戸市事請負競争入札参加資格における等級格付がCランク（造園工事に限ってはBランク）以下の事業者が施工した工事。ただし、等級格付を有さない事業者が施工した工事に関しては、4千万円未満であれば対象とする
- (3) 災害復旧部門 随意契約により実施した災害復旧工事。
- (4) 担い手育成奨励部門 今後の建設業を担うことが期待される若手技術者（当初契約日時点で満35歳未満）または女性技術者が施工した工事

## (優良工事の選定)

第5条 優良工事は、審査対象工事から選定する。

2 選定にかかる審査は、第 11 条に定める審査委員会において行う。

(審査対象工事)

第 6 条 審査対象工事とは、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 本市、神戸市水道局又は神戸市交通局が発注した請負工事
- (2) 選定の前年度に完成検査が完了したもの
- (3) 当初契約における請負金額（税込）が 500 万円以上のもの
- (4) 工事事故が発生していないもの
- (5) 単価契約工事でないもの
- (6) 工事定期監査において、「施工」に関する指摘を受けていないもの
- (7) 監督担当課の推薦を受けたもの

2 審査対象工事の抽出方法は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 事業者からの応募
- (2) 監督担当課の抽出
- (3) 事務局の抽出

3 前項第 1 号の事業者からの応募について、応募できる工事は第 1 項第 1 号から第 5 号に該当し、かつ次の各号いずれかに該当する工事とする。

- (1) 一般工事部門については、工事成績評定点が 80 点以上であること
- (2) 小規模工事部門及び災害復旧工事部門については、工事成績評定点が 75 点以上であること
- (3) 担い手育成奨励部門については、工事成績評定点が 70 点以上であること。

4 第 2 項第 3 号について、認定の区分、部門ごとに、工事成績評定点の上位から 3%程度の範囲内にあるものを抽出する。

5 第 2 項第 1 号、第 3 号の工事について、監督担当課はその所管に係るものの推薦の適否を判断する。

(工事事故)

第 7 条 前条第 1 項第 4 号の工事事故とは、建設局技術管理課が認定した事故とする。

(認定)

第 8 条 第 5 条において選定された優良工事の事業者及び技術者を認定する。ただし、認定の前年度当初から認定日までに、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止の措置を受けた事業者、又はその他認定することが不相当と認められる場合は認定しない。

- 2 認定の有効期間は、認定日から 5 年後の年度末までとする。
- 3 担い手育成奨励部門における技術者の認定は生涯 1 回限りとする。

(認定の取り消し)

第 9 条 前条第 2 項に規定する認定の有効期間内において、次の各号のいずれかに該当する場合、本市は認定を取り消すことができる。

- (1) 認定の対象となった工事における目的物に瑕疵が判明した場合
- (2) 認定事業者が、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止の措置を受けた場合

(3) その他認定することが不相当であると委員会が判断した場合

2 事業者又は技術者のいずれか一方が前項に該当する場合は、事業者及び技術者のどちらも認定を取り消すことができる。

(表彰)

第10条 第8条で認定された事業者及び技術者を表彰する。

2 表彰は、表彰状を贈呈することにより行う。

(委員会)

第11条 優良工事を選定するため、優良工事認定審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

3 委員会には委員長、副委員長を置き、委員長は建設局長、副委員長には建築住宅局副局長をもって充てる。

4 委員会は、委員長が招集する。

5 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けるときは、副委員長が職務を代理する。

7 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

8 委員長が認めた場合は、書面開催により委員会の審査をすることができる。

9 委員会は、非公開とする。

10 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(幹事会)

第12条 第11条に定める委員会を補佐するため幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

3 幹事会には幹事長を置き、幹事長は建設局部長（技術管理担当）をもって充てる。

4 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 幹事会の議事は、出席幹事の過半数で決し、可否同数のときは幹事長の決するところによる。

6 幹事会は、非公開とする。

7 幹事長は、必要と認めるときは幹事会に幹事以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(分科会)

第13条 第12条に定める幹事会を補佐し、効率的な運営を図るため、分科会を置く。

2 前項の分科会は、土木・造園分科会、建築分科会、建築設備分科会及びプラント設備分科会とする。

3 分科会の会員は、別表3のとおり幹事会の幹事をもって充てる。

4 分科会は、非公開とする。

5 幹事長は、必要と認めるときは分科会に幹事以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第14条 委員会、幹事会および分科会の事務局は、建設局技術管理課において行う。

(細則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は建設局長が定める。

2 別表の変更については差し替え等に対応する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 優良工事認定審査委員会 委員

建設局長（委員長）
建築住宅局副局長（副委員長）
建設局部長（技術管理担当）
建設局副局長
建設局下水道部長
建設局公園部長
都市局部長（産業団地整備担当）
建築住宅局部長（設備担当）
港湾局部長（工務・防災担当）
水道局副局長
交通局高速鉄道部長

別表2 優良工事認定審査幹事会 幹事

建設局部長（技術管理担当）（幹事長）
建設局技術管理課課長（工事監理担当）
経済観光局農政計画課課長（農林土木担当）
建設局森林・防災部河川課長
建設局道路工務課長
建設局下水道部管路課長
建設局公園部部長（整備担当）
都市局工務課課長（工務・鉄道担当）
都市局産業団地整備課長
港湾局工務課長
水道局配水課長
水道局技術企画課課長（技術管理担当）
交通局高速鉄道部施設課課長（計画担当）
建築住宅局住宅建設課長
建築住宅局技術管理課長
建築住宅局建築課課長（工事監理担当）
港湾局工務課課長（建築担当）
水道局浄水統括事務所設備課課長（営繕担当）
交通局高速鉄道部施設課長
環境局施設課課長（大規模改修担当）
建設局下水道部施設課課長（設備担当）
建築住宅局住宅建設課課長（設備担当）
建築住宅局設備課課長
港湾局工務課課長（設備担当）
水道局浄水統括事務所設備課課長（機械担当）

別表3 優良工事認定審査委員会 分科会

